

自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」in 福井

市民後見人育成事業支援委員会

平成29年11月24日（金）、福井商工会議所にて標記セミナーが開催されました。

本セミナーは自治体による市民後見人育成事業が推進されることを目的として、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」といいます。）本部が毎年開催しています。昨年の札幌・静岡・広島に続き、トータルで8か所目の開催となりました。本セミナーには、北陸地区を中心に北海道から沖縄まで全国各地から、約50名の自治体・社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）関係者、司法書士等が参加しました。

冒頭、当法人の川口副理事長より挨拶があり、道路や橋が全国どこでも利用できるように、成年後見制度もインフラとして全国どこでも利用できるようにするべきである点、市民後見人は、専門職後見人の補完的役割から寄り添い型の後見人という新たな役割に変化してきている点の指摘がありました。

以下にセミナーの概要を報告します。

【基調講演】福井家庭裁判所における成年後見事件の状況

福井家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官 白崎 彰悟氏

福井家庭裁判所（以下「家裁」といいます。）管轄内での後見等開始申立件数、平成28年度末時点での成年後見制度利用者数と類型の内訳の報告があり、福井家裁管轄では市民後見人の選任実績はないが、裁判所としても協力をしていきたいとの説明がありました。

【基調報告】法テラスを利用した法律相談

日本司法支援センター福井地方事務所 事務局長 田中 晴之氏

日本司法支援センター（法テラス）の役割と平成30年1月24日から始まる特定援助対象者法律相談援助の内容について説明がありました。

【セミナー1 成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成について】

リーガルサポート市民後見人育成事業支援委員

成年後見利用促進法、成年後見制度利用促進基本計画、及びそこに記された自治体の役割の説明があった後、リーガルサポートの考える市民後見人の定義や育成へのステップについて提案がありました。

【セミナー2 市民後見人育成事業の実施例報告】

以下の報告がありました。

- (1) 成年後見サポートセンター「ささえ愛」の活動について（福井県）

社会福祉法人勝山市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター「ささえ愛」
事務局長補佐 山内 まゆ美氏

日常生活自立支援事業の利用では支援が難しくなった方が増え、親なき後の不安を持つ保護者からの相談も増えてきたため、何とかしなければならないとの思いから社協による法人後見の検討を始めた。また、地域的に第三者後見人になる人材が少ないという事情もあった。

法人後見設立準備委員会において、社協が法人後見を担う意義や利益相反の整理、行政との連携等の協議をし、平成25年4月成年後見センター「ささえ愛」を設立した。

法人後見事業は、勝山市に在住し、次のいずれかに該当する方を対象としている。①市長申立てにより後見等が開始した方、②身上監護に関する問題が主である方、③適切な親族や専門職の後見人就任が期待できない方、④日常生活自立支援事業利用で判断能力が低下した方。

法人後見の運営委員会は7名で、受任することの可否や助言、監督指導を行っている。平成25年度に市民後見人養成講座実施。33歳から82歳まで25名から応募があった。23名が修了し、現在ではそのうち日常生活自立支援事業生活支援員4名、法人後見支援員4名が活動中。養成後は毎年フォローアップ講座を実施。(介護保険制度、虐待防止法、税務、公的医療保険制度、民法の基礎、実務に関するワークショップ等)

法人後見はこれまで10件受任している。法人後見支援員には一時間1,000円を支給している。市民後見人の業務はボランティア活動の範疇を超える活動と感じている。

まだ市民後見人人材バンクの登録体制が作られておらず、市民後見人誕生の道筋は見えていない。

(2) 旭川市と周辺地域における市民後見人活動と専門職団体との連携（北海道）

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター
センター長 石戸谷 康治氏

設立に向けての支援体制検討委員会において、法人後見を行うのか、市民後見を目指すのかを検討した。地域最大の事業者である社協が利益相反によりサービスの提供ができなくなることの弊害を指摘され、法人後見ではなく市民後見の方向が決まった。

平成25年5月、上川中部1市8町を圏域とするセンターを設立。8町は旭川市に対し、高齢者、障害者の人口比に応じた負担金を支払っている。

これまでに市民後見人は9名選任されている。市民後見人が報酬付与の申立てをすることは妨げない。これまで受任された方は全員報酬付与の申立てをしている。その代わり後見人市民が掛ける保険料は後見人の個人負担としている。

当センターでは市民後見人には専門職と類似した活動ではなく、市民としての特性を活かした活動を意識してもらっている。ある市民後見人は、疎遠であった本人の子供に対し本人の近況のお手紙を送り続けた結果、2年後には面会に来てもらえるようになり、医療

行為の同意等の了解を得られた。市民ならではの素朴な、素直な感覚が良い方向に向かった事例だったと思う。

家裁から信頼されるために、バックアップ体制を整備している。例えば、初動期はセンターがしつこいくらい同行したり、市民後見人活動マニュアルを作成したりしている。また、市民後見人から連絡がつくように24時間365日繋がる携帯をセンターが所持するようにしている。また就任時に、そのケースにあった専門職からのオーダーメイド型研修をしている。

(3) 笠岡市における市民後見事業について（岡山県）

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会　かさおか権利擁護センター
主任　生宗　悟氏

センターとしては市民後見人の活動をサポートできる人材を育成するために、社協による法人後見を目指した。平成23年に笠岡市、里庄町を圏域とした「かさおか権利擁護センター」を設立。国勢調査による人口割で、笠岡市82%、里庄町18%の委託費をいただいている。これまでに市民後見人6名が選任されている。

市民後見人養成講座は基礎課程のうち30時間分を岡山県が開催してくれている。その他の福祉研修会等はセンターが主催し、2年をかけて市民後見人を養成。修了者は「市民後見人バンク」に登録し、センターが関わる後見等申立時にその中から候補者を選び記載している。

市民後見人とともに社協も併せて選任されるという「複数後見方式」を採用している。市民後見人が動けなくなったときに、すぐに社協が当事者として動けるので良いのではないかと。市民後見人が報酬付与の申立てをすることは妨げない。